

第 1 2 4 号議案

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関
する条例（平成 6 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 万 5 , 3 0 0 円」を「1 万 5 , 8 0 0 円」に改
め、同号イ中「7 , 3 5 0 円」を「7 , 5 6 0 円」に改める。

第 8 条中「7 円 3 0 銭」を「7 円 5 1 銭」に改める。

第 1 1 条中「2 6 円 7 3 銭」を「2 7 円 5 0 銭」に、「5 5 万 7 , 1 1
5 円」を「5 7 万 3 , 0 3 0 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 2 9 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施
行する。
- 2 この条例による改正後の足立区議会議員及び足立区長の選挙におけ
る選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日
を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告
示された選挙については、なお従前の例による。

（提案理由）

選挙運動の公費負担限度額を改定する必要があるので、この条例案を
提出いたします。